

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

ふれあい らしんばん

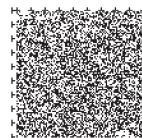
Vol. 71

令和2年1月発行

より多くの方に読んでいただくために、
回覧用、貸し出し用として
ぜひご活用ください。



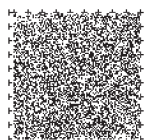
あしたの暮らしをわかりやすく
内閣府政府広報室



目次

- 進めよう！働き方改革
「時間外労働の上限規制」ができました
..... 1 と 23
- レジ袋の有料化をきっかけに、
プラスチックごみ問題を考えてみよう
..... 7 と 29
- 望まない受動喫煙をなくすために。
新しいルールが始まります 12 と 34
- つくってみよう！
マイナンバーカード 17 と 39

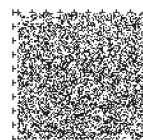
「ふれあいらしんばん第71号」は、1～21 ページまでを
点字、23～44 ページまでを大活字にて表示しています。



進めよう！働き方改革

「時間外労働の上限規制」ができました

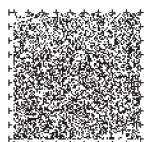
「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です。日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが不可欠です。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。



これを踏まえ、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、通称「働き方改革関連法」が成立し、順次施行されています。これによる大きな変更点の一つが、長時間労働を是正するための「時間外労働の上限規制」の導入です。

長時間労働は、働く方の健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成や男性の家庭参加を阻む原因となっています。

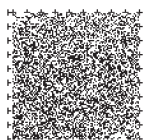
長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善され、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。



まず、事業主などの使用者が、労働者に対して、法律で定められた労働時間の限度である1日8時間及び1週40時間を超えて時間外労働をさせる場合や、法律で定められた毎週少なくとも1回の休日に労働させる場合には、予め「時間外・休日労働に関する協定」いわゆる^{さぶろく}36協定を労働者の過半数を代表する者との間で締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

この36協定で、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めておかなければなりません。

今回の改正前までは、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって上限の基準が定められていました。



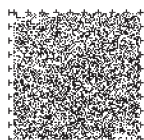
しかし罰則による強制力がなく、また、臨時的にその基準を超えて時間外労働を行う必要がある特別の事情が予想される場合には、特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。

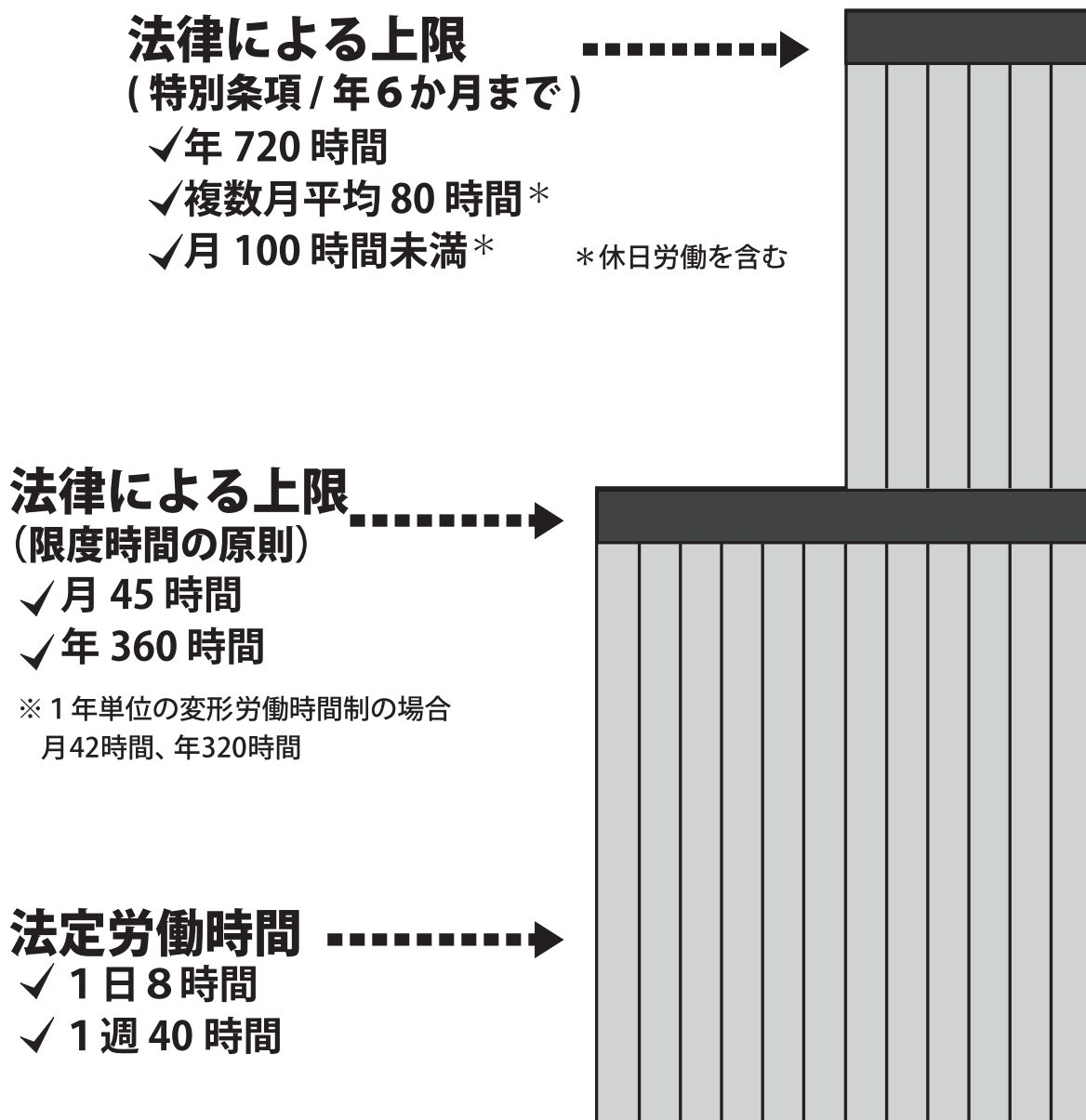
それが今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

臨時的な特別な事情があって労働者と使用者が合意する場合でも、時間外労働の上限は、

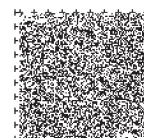
- ・年 720 時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が、

月100時間未満、2～6か月平均80時間以内と定められ、これを超えることはできません。これに違反した場合には、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることがあります。





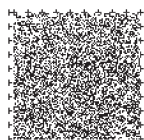
この時間外労働の上限規制は、一部の事業や業務を除き、大企業では 2019 年 4 月から適用されており、中小企業では 2020 年 4 月から適用となります。



なお、時間外労働の上限規制以外にも、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、事業主などの使用者が時季を指定して取得させることを義務づけるなどの見直しが行われています。

事業主の方が、時間外労働の上限規制への対応などについてアドバイスが必要な場合は、働き方改革推進支援センターに相談することができます。「働き方改革特設サイト」で検索してください。また、インターネット上で36協定届を作成できるツールも用意しています。「スタートアップ労働条件」で検索してください。

労働者の方が、お勤め先での長時間労働などの困りごとがある場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。



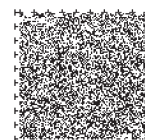
レジ袋の有料化をきっかけに、 プラスチックごみ問題を考えてみよう

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。

一方で、適切に廃棄されず、海洋に流出したプラスチックごみが新たな環境汚染を引き起こしています。また、地球温暖化や廃棄物・資源制約などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

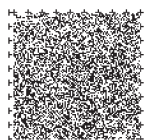


レジ袋の有料化は、“プラスチックとの賢い付き合い方”を進め、広めるための活動「プラスチック・スマート」の一環として実施するものです。



このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

レジ袋の有料化では、基本原則として、あらゆるプラスチック製買物袋を有料化し、過剰な使用を抑制していくこととしています。具体的には、商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイすなわち使い捨てのプラスチック製買物袋が、法令に基づく有料化の対象です。一方、次の3種類のプラスチック製買物袋に関しては、一定の環境性能が認められるため、法令で有料化を義務付ける対象にはなりません。



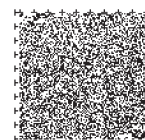
1つ目は、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックの配合率が25%以上の買物袋です。

2つ目は、繰り返し使用することが可能な厚さが0.05ミリメートル以上の買物袋です。

3つ目は、海中で適切に分解する機能を有する海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋です。

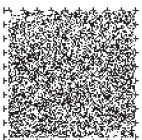
ただし、基本原則に則り、店舗によってはこれら3種類の買物袋についても有料化の対象とする場合もありますので、ご留意ください。

対象となるのは、商品の販売時にプラスチック製買物袋を提供する小売業を営む事業者です。



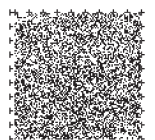
時期に関しては、令和2年7月1日から一律開始としていますが、その上で、前倒しが可能な事業者はこれに先駆けて有料化を実施することを併せて推奨しています。そのため、中には7月より前に有料化を実施する店舗が増えてくる可能性もあります。

レジ袋の有料化は、プラスチックを賢く利用していく取組の第一歩です。令和元年5月31日に決定された「プラスチック資源循環戦略」では、レジ袋の有料化のみならず、プラスチックのリサイクルや再生可能素材への転換なども進めていくこととしています。そのためには、私たち一人ひとりの取組が非常に重要です。



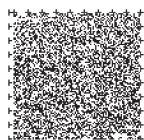
例えば、買い物の際にマイバッグを持参する、リサイクルしやすいようにごみの分別をしっかりと行うなど、私たちの生活の場面場面でプラスチックごみの削減、リサイクルに向けて何が出来るかを考え、行動することで、プラスチックごみ問題の解決につながります。皆さんも、レジ袋の有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましよう。

▶レジ袋の有料化に関するお問合せは、
経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課
電話 代表番号 03 - 3501 - 1511
環境省 環境再生・資源循環局 総務課
リサイクル推進室
電話 代表番号 03 - 3581 - 3351
へどうぞ。

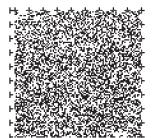


望まない受動喫煙をなくすために。 新しいルールが始まります

喫煙が健康に悪い影響を及ぼすことは、皆様にご存知だと思います。本人が喫煙しなくても、他人のたばこの煙を吸ってしまうことを「受動喫煙」と言いますが、喫煙者が吸っている煙だけではなく、たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも多くの有害物質が含まれています。受動喫煙によってリスクが高まる病気には肺がんや脳卒中などがありますが、日本では年間約1万5千人が受動喫煙が原因で死亡していると推計されており、健康への影響は深刻になっています。



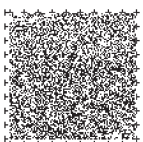
このような状況を踏まえ、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを一つの契機に、受動喫煙対策をより一層進めていくため、2018年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正は、「望まない受動喫煙をなくすこと」「受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者などに特に配慮すること」「施設の類型や場所ごとに対策を実施すること」という3つの基本的な考え方に基づいてなされており、改正法は2020年4月1日より全面施行されます。



では、今回の改正による変更点を3つご紹介しましょう。

1つ目は、飲食店やオフィス・事業所など、さまざまな施設において、原則屋内禁煙となることです。これに伴い、屋内全体を禁煙とするのか、喫煙専用室または加熱式たばこ専用の喫煙室を設けるのかを経営判断により選んでいただくことになります。喫煙室を設ける場合は、室外に煙が流出することを防ぐ措置を行う必要があります。

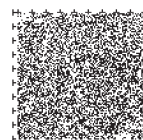
なお、子供や患者といった特に配慮が必要な方がいる学校や児童福祉施設、病院や診療所、行政機関の庁舎などに関しては、2019年7月1日よりすでに敷地内禁煙が義務付けられています。



また、屋外や家庭などに関しては、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することが定められています。できるだけ人がいない場所で喫煙をする、特に配慮が必要な方が近くにいるような場所では喫煙しないようにするなどの配慮をお願いします。

2つ目は、20歳未満の方の喫煙エリアへの立ち入りが禁止となることです。喫煙エリアは、先ほどご紹介した喫煙専用室や加熱式たばこ専用の喫煙室など全ての喫煙室が該当します。この場合、施設の利用者だけではなく、従業員であっても立ち入りが禁止されるため、注意が必要です。

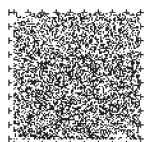
3つ目は、施設と喫煙室の出入口への標識の掲示が義務となることです。喫煙室の種類によって標識が異なりますので、施設を利用する際の日印にしてみてください。分かりづらい場合は、施設の担当者などにお問合せください。



なお、今回の改正の趣旨やポイントのより詳しい内容は、厚生労働省のホームページでもご案内しています。「厚労省 受動喫煙」で検索してみてください。また、お住いの自治体によっては、改正健康増進法以外にも独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務を設けている場合がありますので、そちらも確認してみてください。詳しくは、各自治体にお問合せください。

このように、今回の改正では受動喫煙対策がより強化されました。喫煙する方もしない方も、ルールを守って気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。

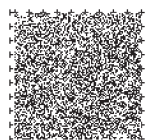
▶改正健康増進法に関するお問合せは
厚生労働省 健康局 健康課
電話 代表番号 03 - 5253 - 1111
へどうぞ。



つくってみよう！マイナンバーカード

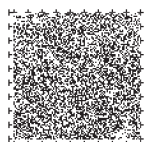
マイナンバーカードは、本人の申請に基づき、市区町村が厳格な本人確認を行ったうえで交付される顔写真付きのカードです。これ1枚で、マイナンバーを証明することも、本人確認の際の公的な身分証明書として利用することもできます。

そのほかにも、カードのICチップを使って、民間事業者を含めさまざまなサービスを受けることができます。例えば、コンビニで住民票の写しや課税証明書を取得したり、オンラインで確定申告をしたりすることが可能です。



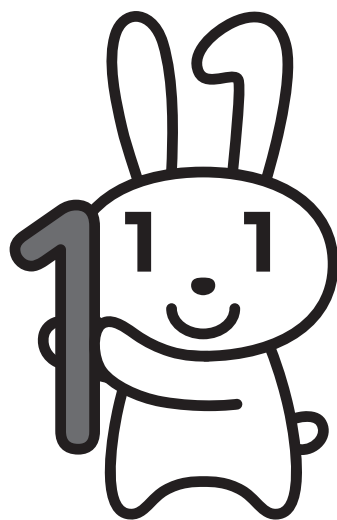
また、「マイナポータル」という政府が運営するポータルサイトを利用し、児童手当の申請や保育所の入所申請などの子育てに関する手続きのほか、介護支援の手続きを行うことなどもできます。民間のオンラインサービスでも、住宅ローンの契約や不動産取引、証券口座の開設などでカードの活用が始まっています。

さらに、2020年度には、マイナンバーカードを活用した「マイナポイント」付与による消費活性化策が始まります。マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得し、「マイキーID」を設定した方を対象として、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能な、国が付与するポイントのことです。民間キャッシュレス決済サービスへの2万円のチャージ等に対して5000円分のマイナポイントが付与されます。



マイナポイントをもらうためには、いくつか準備することがありますので、早めに準備を進めておきましょう。

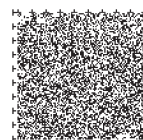
まず、マイナンバーカードの申請です。カードの申請は、郵便、パソコン、スマートフォン、またはマイナンバー PR キャラクターのマイナちゃんのマークのある証明用写真機から無料でできます。



マイナンバー

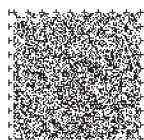
マイナンバーの PR キャラクター「マイナちゃん」

マイナンバーカードがお手元に届きましたら、次にマイキー ID の設定をしましょう。



このマイキーIDの設定の際には、マイナンバーは使いません。マイナンバーカードの裏面に搭載されているICチップの中の「電子証明書」の機能を使います。設定の方法は2種類で、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンで、アプリをインストールして設定するか、パソコンとICカードリーダーライタで設定ができます。そして、マイナンバーカードの申請時または受取時に設定した4桁の暗証番号も必要になります。暗証番号を入力すれば、マイキーIDが自動的に作られ、設定が完了します。

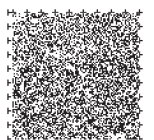
また、2021年3月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用を本格的に開始します。これは、「電子証明書」を用いて患者の保険資格をオンラインで確認できるようにするものです。



これにより、今後は、就職・転職の都度、新しい健康保険証に切り替える必要もなくなるほか、オンラインで保険資格を迅速かつ確実に確認できるため、失効した保険証で受診するといったこともなくなります。

このほか、お薬手帳やハローワークカードをはじめ、他のさまざまなカードとマイナンバーカードとの一体化も進められる予定です。

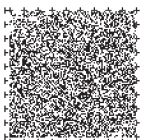
マイナンバーカードのセキュリティ面が心配だという方もいらっしゃるかもしれませんが、カードのICチップの中には、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。また、万が一カードを落として他人の手に渡っても、ICチップの情報を確認するためには暗証番号を入力しなければならないため、悪用することはできませんのでご安心ください。



暮らしに役立つマイナンバーカードを、まだお持ちでない方は、ぜひ申請してください。

▶マイナンバーに関するお問合せは
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120 - 95 - 0178 へどうぞ。

マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日受け付けています。



この広報誌は、「政府広報オンライン」でもお知らせしています。

また、他のテーマもあわせ、音声によるご案内もしています。

▶政府広報オンライン

○点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

検索

○音声広報CD「明日への声」

検索

点字・大活字広報誌

ふれあい Vol. 71
らしんばん

令和2年1月発行

発行：内閣府政府広報室

制作：株式会社廣濟堂

